

平成 28 年度第 2 回大阪府教育行政評価審議会

- 1 日時 平成 28 年 7 月 20 日（水）15:00～17:00
- 2 場所 大阪府議会会館
- 3 出席委員 岡田会長、善野副会長、後藤委員、丹羽委員、東島委員
- 4 議事概要

(1) 開会

(2) 審議

ア 基本方針 3 について

- 資料 1 「点検及び評価調書〈基本方針 3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します〉」及び参考資料 1 「基本方針 3 重点取組の実施状況にかかる点検結果」により、事務局から説明。

- 質疑応答

(委員)

大阪は「ともに学びともに育つ」をスローガンに昔からこの分野にずっと取り組んでいただいていることにまず感謝申し上げます。

高校の共生推進校に関して、8 校設定ということで、一応目標達成で進めていただいているところだが、高校における特別支援教育の充実に関しては全国的に大きな課題になっており、ご承知のように通級、それから特別支援学級の設置について、国全体の中でかなり大きな課題として取り上げられている。

今現在、モデル実施の岬高校も含めて通級を取り上げられていると思うが、通級の制度がきっとこれから先、制度化されてくると思うので、制度化を活用して共生推進校も含めて、今までの取組みをより一層進めてくださるような、通級の制度が見えてきた段階で今まで以上に活用できるような方策を考えていただければありがたいと思う。

就職率のことだが、支援学校等の就職率が少し下がっているという話があった。これはどの程度まで進んでいるのか教えていただきたい。

(事務局)

支援学校の高等部卒業生の就職率だが、指摘いただいた通り、前年から比べて 2.7% くらい下がっている。卒業時点で職業訓練校に行ったり、福祉系の施設、就労継続支援事業の B 型に行ったりする生徒が増えている。これらは就職とならないので、そういった進路に進まれる方がやや増えたということと、保護者の方の就職希望が若干少なくなったことがあり、そういったところが原因ではないかと考えている。

(委員)

特別支援学校で勤務していたときによく言われたのは、就職はしたけども仕事でうま

くいかなくなった時に福祉へのつながりができないと、だから、就労よりも福祉をめざす方が安心だとの話が保護者の方からあった。一旦就労して、うまくいかなくなった時にフォローできるような体制を整えて、常に障がいのある子どもたちが就労をめざせるようなところを考えていただきたい。

それから、小学校を見させていただき、気になるところは障がいのある子を含めた、だれにでもわかる授業に取り組もうということで、さまざまな取組みが行われている。一部には、「授業のユニバーサルデザイン化」という形で取り組んでいただいているところもあるかと思うが、大阪府全体として、小中学校の先生方を含めて、取組みを進めているのかということをお教えいただきたいと思います。

(事務局)

先ほど事務局からもご説明したとおり、25、26年度通常の学級における発達障がい等支援事業に取り組み、昨年の6月にその研究成果をまとめた冊子を全ての学校にお配りしている。現時点で、小学校で概ね8割、中学校で7割の学校がすでに校内研修の資料として活用したという回答を頂戴している。まだ100%ではないので、今後も、その有効な活用に向けて、今年度は11月にその冊子を活用した研修等を予定しているので、さらに普及させていきたいと考えている。

(委員)

いくつか市町村を訪問させていただき、障がいのある子どもたちの話は、最近は特に発達障がいやADHDの話をよく知っておられるのだが、例えば、赤緑色弱等の人の特性を踏まえた指導方法の工夫などが小学校の先生方には理解されていないと思う。府立高校では赤のチョークは使用されていないと思うのですが、小中学校においてはまだ結構赤のチョークが使われている。赤のチョークというのは実は色覚、特に色弱の方にとっては見えない字になってしまう。重要なことほど見えない字で書かれるということの苦痛さをわかっていただいて、府立高校だけでなく小中学校も理解してチョークの使い方なども含めた「誰もがわかるような授業形態」を考えていただきたいと思う。

(委員)

まずは、共生推進校と自立支援推進校とも拡大を図っていただいて、地域で通いやすい支援学校というものを整備されたことについては、進路を選ぶ上で、保護者や進路を指導する学校現場の教員にとっても非常にありがたいことだと思っている。一方、通学バスでの通学時間が、60分以内の生徒の率も高くなっているということだが、大阪市内の支援学校の大阪府への移管も今年度進んだようなので、より効率的な運用というものをお願いしたい。

2点目は、個別の支援計画の引継ぎについての課題である。個別の支援計画を受け取

る側としては、保護者の思いであるとか、その子の養育歴というものを聞かせていただくことによって、何より指導の上で役立てることができる貴重な資料であると思うので、幼小の取組みも含めて、引継ぎを行っている割合の向上をしていただきたいと思います。

特別支援学校教諭免許について、若い教員ほど免許の取得率が低いということだが、近隣県では率が高く、大阪の場合は実質的に子どもたちの障がいに合わせて一生懸命やったらいいという風土があるかと思うけれども、やはり専門的な知識というものがこれからますます求められるかと思うので、是非、今後取得率をアップしていただきたい。若い人ほど低いというのは何かその原因とかを把握されているのか。

(事務局)

府立学校の採用者が多い中で、高等学校への異動希望をもたれる教員の方が多く、そのために、支援学校へ配属されているものの、高等学校への異動希望があるというような方も多くおられ、積極的に支援学校の教員免許を取得しようというインセンティブに欠けるところがあるというのが実態である。

しかし、現在、採用時に免許を持つことを要件にしたり、免許を持つことによって得点を加点したりするといったこともしており、若い教員の免許保有率を上げるような仕組みは講じているところである。

(委員)

それでは是非、若い方も含めて専門的な知識、技能を持った教員の配置ということをお願いしたい。

(委員)

参考資料1の11ページの重点取組17に関して、1点質問がある。先ほど個別の教育支援計画の作成と活用促進についての説明の中で、小中学校に関しては100%という説明があり、また実施内容で、個別の教育支援計画の作成にあたり、よくリーフレット等が作成された時点がゴールという認識に至る場合が多いのだが、先ほどの小中学校課からは冊子の活用率について、その後の調査をされているということで、素晴らしいことだと思う。

このように、推進されている小中学校の実態と比べてみたところ、府立学校が平成24年から27年では、割合が伸び悩んでおり、進捗状況も「△」になっている。この結果は、どのような取組みを推進されたのか。

(事務局)

12月に各学校の担当者向けの説明会があり、個別の教育支援計画を策定するというところについて、10年来の課題として取り組んできている。しかし、府立高校の教員が支援

教育に取り組むことには非常に高い壁があり、当初率が低くて、徐々に高まってきつつはある。支援の必要な生徒が多く入ってくる学校については、かなり実績と蓄積があり、学校体制としても取り組んでいる。ところが、何年かに一度しか支援対象の生徒が進学してこない学校については、計画を作って支援するという取り組みを行っても、卒業して対象の生徒が入学してこなければ、その取り組みが途絶えてしまう、という実態がある。また、何年かしてから、そういう生徒が入ってくると、また一からスタートというところがあり、たまたま取り組みの経験をされた先生がいれば、スムーズに進んでいくが、取り組みのない学校は指導がなかなか進まず、この数値も上がりにくいという一つの原因になっていると思う。

府としても、さまざまな機会をとらえて、例えば、研修などで取り組んでいる学校もあるが、実際に府立高校でも78.9%が在籍しており、どの学校でも配慮を必要とする生徒は在籍している。残りの20%ということは、対象生徒が表面的にはいないということになっている。そういう状況がある中で、数値が伸びていないというのが背景である。

そこで、対応策として取り組んでいるのが、高校生活支援カードである。入学時の段階で、入学するすべての生徒、保護者に対して、合格後に支援カードというのを配布している。これは高校に入学するにあたっての心配なことや、あるいは中学時代に支援を受けていたことで高校での要望というような内容を保護者、生徒から自己申告してもらっている。このカードを全府立学校で全生徒に配布し、学校に提出してもらうよう進めている。中学校から支援カードが引き継がれている場合はいいが、そうでない場合についても、学校で生徒や保護者の申告によって気づきができるよう、仕組みを作り、このことをきっかけにして支援への取り組みを広げようとしている。こういった取り組みが、支援対象の生徒がいて、学校がどう支援するかというステージまで上がれば、高等学校課や教育センターからもサポートや助言について考えている。

(委員)

質問させていただいたのは、引継ぎということで中学校まで100%で目標を設定されているので、様式・フォーマットがどんな形であれ、そのまま校種間で計画を渡すことや、新規にカード作成や入学時に記入することも当然あっていいと思う。せっかく小中学校で、100%のこの支援計画の作成に取り組まれてきたものを受け継がれるということ徹底されていけば、府立高校でも、取り組みの成果のパーセントもぐっと上がるのではないかなと思う。校種間接続で言うと、幼小と中高で言えば、義務教育はスムーズに接続が校区で取り込まれることが多い。しかし、幼児期ではかなり丁寧に書かれるようなフォーマットが、小学校では活用され難いというようなことがあった。そこで、小学校と連携を取って、小学校のフォーマットを幼稚園等にいただいて書いていかれてはどうかとアドバイスをしたところ、幼児教育での作成のあり方が進んだことがあった。

今の例でいうと、中学校のものを一旦そのまま引き継ぐという形を取られた上で、さ

らに発達段階に即した形のものを作成するというのであれば、何年に一人であるとか、各校によってフォーマットが異なるということであっても、引継ぎはスムーズにいくのではないかなと思った。100%がなぜ高校ではこのような大きな段差になっているのかということに疑問を感じたので、どんどん取り組まれていることが推進していかれるような一つの方策として意見を申し上げた。

(委員)

個別の教育支援計画について、今年度から施行された障害者差別解消法の合理的配慮と関連する部分がかかなり多いと思う。特に、障がいのある子どもたちに関しては、センター試験等において配慮申請ができる。各学校で、普通の試験でどういう配慮がなされていたか、それが個別の教育支援計画にどのような形で書かれていたか、特に発達障がいのある子どもたちに関しては、そのことがしっかり書かれているということが一つの判断基準にされているので、障がいのある子どもたちや配慮を要する子どもたちの進学を考えた場合に、個別の教育支援計画を作っておくことが一つの肝になってくると思うので、高校の先生をはじめとして、小中学校の先生方にも、障がいのある子どもへの合理的配慮という観点から理解を深めていただきたいと思う。

(委員)

大学でも、障がいのある学生が受験し合格して、その後、学んで大学院にまで入ってくるという状況がかかなり広がってきている。それは小・中・高等学校で、支援への取り組みがずいぶん改善され、支援を受けながらも進学することができるようになったおかげだろうと思う。また、今年入学してきた生徒の中には、教育学部に入って、先生になりたいという高い希望を持っている。京都大学だと、これまでと違った特色入試というのが始まり、意欲が高い子を取ろうという考えもあり、これから、ますますそういった生徒が入ってくる機会が増えるだろうと思う。

そこで、小中高と生徒数も徐々に増えてきているのかどうか、ということをお教えいただきたい。

(事務局)

障がいのある子どもの数は、過去に比べてということなら増えている。明らかに毎年増えており、支援のための外部人材であるとか、年ごとの変化では基本的に増えている。

(委員)

この基本的方向の成果が上がってきているということか。

(事務局)

先ほど委員からご指摘があったことについて、課題は大きいと思っている。一方で、気づきや配慮することについては、以前よりも当然のことという意識で、学校ではしっかり広まっており、たくさん生徒が入ってきている。どの学校でも対象になる生徒がいるんだとの認識が広まってきていると思う。そういう点では広がりはあると思うが、やはり、先ほど指摘を受けた課題は大きいと感じている。

(会長)【審議のまとめ】

基本方針3について、委員から「ともに学び、ともに育つ」という大阪の支援教育の取組みを高く評価された上で、なお、通級制度などを活用して一般校においてもより支援教育が広まるような施策の拡大を試行していただきたいという要望が出されたと思う。

就職率の低下についての質問で、保護者の意向であるとか就労機関での転籍とかで就職率が下がっているということだが、就職したけれども単に率よりも、就労がうまくいかなかった場合でもフォローしていくような、手厚い指導をめざすべきという意見をいただいた。

「だれもがわかる授業」という点における取組みの拡大を図ったわけだが、よりユニバーサルデザインを意識した、例えば、赤緑色弱等の子どもたちは赤いチョークが見えないということなども含めた、細やかな配慮に基づいたユニバーサルデザイン、だれもがわかる授業というものをめざすべきである、という意見をいただいた。

それと、個別の教育支援計画という委員の質問に関連して、合理的配慮という観点からも進学の際に、個別の教育支援計画は重要な意味を持っているので、そういう観点からも取り組んでいただきたいという要望があった。

自立支援推進校と共生推進校の整備によって、地域に密着した支援教育の拠点ができたということについて、非常に心強いということを申し上げた。

それから、個別の教育支援計画の引継ぎの率を上げていくということの重要性についてもお願いをしたところである。

特別支援学校教諭免許について、取得率を上げることによって、ハートのある指導はこれまでも実践されてきたと思うが、より専門的な観点からも、支援教育の指導ができる人材の確保に努めていただきたいと要望をした。

個別の教育支援計画について、府立高校での取組みの率の低さに質問があった。これは小中学校での取組みを受け継ぐということを徹底させることによって、より個々の生徒の成育歴を含めた特性を生かした教育ができるのではないかと指摘をいただいた。

小・中・高等学校において、環境に配慮したなかで障がいのある生徒に対する配慮という観点で、環境が改善されていることについて、質問の中で明らかになったと思う。

イ 基本方針5について

○ 資料2「点検及び評価調書〈基本方針5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます〉」及び参考資料2「基本方針5 重点取組の実施状況に係る点検結果」により、事務局から説明。

○ 質疑応答

(委員)

指標37「体育の授業以外で継続的に体力向上の取組を行う」について、この達成率の伸びがよくないと書いているが、具体的な取組み例をいくつかあげていただきたい。

(事務局)

指標の体育の授業以外では、持久走、陸上、なわとび、ドッジボール、サッカー、体操、一輪車、といった取組みを授業以外でされている。実際、これらに取り組みられるのは、始業前や休み時間、昼休みや放課後を通してされていると聞いている。

(委員)

同じく体力に関連して、指標38について、体力テストで下位ランクの子どもがなかなか減らないと書いているが、体力テストはいろんな種目があると思う。大阪の子どもは、どういうところが特に弱いのか。最近気になるのが、ボール投げが全然できない子が増えていると聞く。まっすぐ前に投げられない子がかなり多くて、野球やソフトボールをやる子はかなり投げられるけれど、できない子は本当に飛ばず、差ができてしまっている。そういったことも含めて、今の様子はどのような現状か。

(事務局)

体力テストは8つの種目があり、全国と比べて大阪の子どもたちが低いといわれている種目は、「反復横とび」、「20mシャトルラン」のこの2つが顕著に全国より低い。

先ほど、委員が発言されたボール投げは、27年度の全国的なデータで言うと、調査以来、もっとも低位な数値を示した。また、全体通して、女子が小5・中2ともに、調査を始めて以来、最高の数値を示したが、男子では小5が過去最低となった。その中で、特に、「ソフトボール投げ」、「握力」、「立ち幅飛び」といった種目が低いという数値を示している。

(委員)

先ほどの「反復横とび」等も含めて、敏捷性を要求されるような種目が非常に低下しているというのは、例えば、倒れた時に手が出るとか、様々な安全面について関連するところだと思うので、敏捷性を高めるような取組みについて、支援をしていただきたい。

次に指標39について、PTAと重複することがあるので、一体化しながら進めてい

くという話が先ほどでたが、学校現場ではいろんな課題が多く、「〇〇コーディネーターを作ってください」や「〇〇会議を行ってください」ということが多く、学校現場はかなり疲労されていると思う。会議も、一緒にまとめることができるものは、まとめていただき、無駄のない会議、無駄のない委員選出等を進めていただきたいと思うので、おっしゃっていただいたようなことを進めていってほしいと思う。

最後に学校給食について、私は家庭がしんどかったこともあり、中学校の給食時間というのはかなり苦痛だった。給食時間は教室を出ていかないと食べられない、食べないということが続いた中で、みんながお弁当を持ってきている教室の中にはいられなくて、よく飛び出したことがある。そのように、お弁当を持ってこられない子ども達がかかなりいる中で、中学校給食を始めていただいたということは、感謝である。ぜひともこれを府内でどんどん広げていただくようお願いする。

(委員)

指標 38・41 について、この項目については主体が子どもであり、子どもの体力の絶対評価なので、府教育庁が努力してもなかなか数値が向上しないというのは、一定理解ができるところである。ただ、指標 39 については、制度の問題であり、PTA 保護者代表としては、さらなる向上を期待している。既存の同様の会議に保護者が参加している場合、また、新たな会議に出席するのは、保護者に更に負担がかかるとご配慮くださっているのは本当にありがたく思う。しかし、大阪府は、公立の支援学校や府立学校で、すでに学校保健委員会の設置目標は 100%の実績にも関わらず、保護者をその委員として含むという強い思いで、この目標を設けている大阪府の姿勢は評価でき、何よりも保護者にとって有益なことである。例えば、保護者が委員に含まれる学校保健委員会は、「保健だより」による発信情報だけではなく、既存の会議とも違うという意義をもっと発信していただき、その思いをしっかりと伝えていただければ、保護者としては、参加を断るということはないと思う。ぜひとも 100%に近づけていただきたいと感じた。

指標 38 について、少し心配な数字だというのは否定できない。そのために指標 37 を設けられていると思うが、計画策定時よりも 13.8 ポイント上昇しているものの、あと 2 年なので 100%を達成という設定で、評価が「△」というのは妥当であると思う。引き続き、なぜこれができないのかということ、市町村の教育委員会と協力し、原因を確認していただき、着実に進めていただきたい。

私の子どもが所属している小学校では、体育朝会という取り組みを行っており、全校の子どもが体を動かすという取り組みがある。子どもに聞いてみると、「楽しい」と言っている。体育の授業として体を動かすだけでなく、いろんな種目で体を動かすということを経験づけるというのは大切なことなので、引き続き取り組んでいただきたい。

また、「めっちゃ WAKUWAKU ダンス」について、このモデル校として私の子どもの小学校に、講師の方が訪れて指導を受けている。7月に1回目があって、3・4年生が

指導を受けて、すごく楽しかったようだ。校長先生も、これから運動会や体育の授業の始めに取り入れていくとおっしゃっていたし、モデル校として、地域の中学校区に広めていくとおっしゃっていた。サッカーJリーグの有名な選手を講師派遣する事業のようなきっかけづくりも大切だが、こういった事業を通して運動の習慣づけの取り組みもすごく大切だと思うので、ぜひとも保護者としてお願いしたいと思う。

「反復横飛び」や「20mシャトルラン」では、子どもにとって実施のイメージが湧かなかったり、ペース配分ができないということがある。測定方法のDVDを見せることに加えて、イメージがわからないところが問題だと思うので、日ごろからスポーツの習慣を付けることに引き続き取り組んでいただきたい。「めっちゃWAKUダンス」は、すごく楽しくて感謝している。

(委員)

この基本方針5の基本的方向①には、「PDCA サイクルに基づく」ということが、わざわざあげられている。全てこれに基づくとは思いますが、改めてここではあげられている。先ほど、委員のお話にあった「継続」と「習慣性」というのは、「運動習慣をはぐくむ」というところにかかっている。これは、去年もそうであったが、運動ツール、ダンスツール、こういう開発がいかに運動習慣を育むことにつながったのかということがPDCAの一つだと思う。この検証が、どのようになされたのか。

(事務局)

ツールをいくつか開発したが、26年度末で1年前のことである。十分な活用というのがなされていなかった面が一部あったかと思う。そこで、市町村教委に働きかけていくにあたり、DVDを作ったり、いろんな拠点校をつくったりするような形を契機として、習慣づけのきっかけづくりにしたいと考えている。検証がどうなっているのかということについては、十分ではなかったと考えている。そこで、今年度、拠点校をつくりながら、それらが有効に活用できて、習慣づけになるように努めてまいりたい。

(委員)

大変いい取組みをされたと昨年度聞かせていただいたし、他の委員のお子さんに加え私も孫も喜んでいる。

なぜこの質問したかということ、全国で体力・学力の高い上位3県を調べたところ、この上位3県は降雪地帯であり、運動できる時間や場所が制限されている。その状況にもかかわらず、なぜ高い結果なのかと調べたところ、やはりキーワードは「継続」であった。30年間、ロングの休み時間に継続して運動を続けるという取組みを、小中学校で徹底して行っているということが明らかにされている。

やはり関心が持てるものだから、意欲がわくものという点では、大阪ならではの取組

みが4つの小学校であり、雰囲気作りが大切と書かれている。やはり自己評価が妥当であるかというのがこの審議の場なので、自己評価のところはその目標に対応した評価が記載されていなければ、あえてPDCAという文言を使っている、そこは意識をして、この取組みがこのような成果を得たとか、十分でなかったとかの記載をしていただきたい。アクションプランとして、次年度はこういうところに取り組む、というようなところが示されていないと、なかなか毎年読んでみると、いいことを大阪はされているということは説得できるが、継続しているものがスパイラルアップしていくことになっているのかということが必要である。一点集中型でもいいので、例えば「めっちゃWAKU」一筋30年というぐらいの取組みをしていくということを今後期待したい。

(会長)【審議のまとめ】

指標37の体育の授業以外での取組みについての質問であった。具体的に「縄跳び」や「ドッジボール」など、学校の様子が伝わってきた。

指標38については、敏捷性が要求される「反復横飛び」や「20mシャトルラン」というところをより高めるような指導なり、方策を考えるべきであるというご指摘があった。

指標39については、学校現場にはいろんなコーディネーター会議や委員会などがあり、多忙化になってきているので、ぜひ一緒にできるところは共同して取り組む姿勢が大事ではないかというご指摘をいただいた。

指標42に関連して、弁当を持ってこれないという子どもが増えている、子どもの貧困が叫ばれる中で、こんな形で中学校給食が拡大しているというのは非常にいいことであると高い評価をいただいて、更にそれを広げてほしいという要望が出た。

指標38・41など、体力面で少し心配な面があるけれども、これは子どもの持っているものなので、急にアップするというものではないが、指標39の保健委員会については、保護者をいれるという府の姿勢を高く評価された上で、その思いをぜひ学校と保護者と一緒になって子どもの健康面、体力面を支えていきたいという思いを伝えていって、100%をめざしていただきたいという要望を出された。

指標37にかかわって、委員のお子さんの具体的な例を出していただきながら、「体育朝会」や「めっちゃWAKUダンス」など、非常に楽しかったというお子さんの感想から、継続して子ども達が運動に親しむ習慣づけが大事ではないかというご指摘をいただいた。

基本的方向①には、PDCAサイクルということを冒頭から掲げているということをより意識して、実際の運動ツールであるとか、ダンスツールを提供した場合の効果検証であるとか、さらに一点集中でもいいので、具体的な検証に基づいたアクションプランを作って、より体力がアップするような取組みをするべきであるとの意見が出された。特に、体力や学力が高い地域をお調べになった上で、継続をして運動をしている、あるいは学習に取り組む県が高い結果を出しているということをご紹介いただきながら、是非、

大阪府でも子ども達の体力づくり、健康づくりのために、継続した取組みをすべきであるという指摘をいただいた。

ウ 基本方針8について

○ 資料3「点検及び評価調書〈基本方針8 安全で安心な学びの場をつくります〉」及び参考資料3「基本方針8 重点取組の実施状況にかかる点検結果」により、事務局から説明。

○ 質疑応答

(委員)

老朽化対策については、全国的に高度経済成長時に鉄筋コンクリートの建物がかなり立ち、それが50年を迎える中で、大きな課題となっている。40年を越した学校は919棟あると聞いていたが、それとは別に、エレベーターに関しては、30年ほど経つと部品がもうなくなって整備できないと聞く。このようなことは併せて計画に入っているのか。

(事務局)

先ほど申し上げたように、我々は学校を棟ごとに管理しており、全体の校舎の数が約2,440棟あり、そのうち919棟が40年を超過している。記載しているのは、校舎のみの数値であり、エレベーターのような設備であるとか、水道管等の設備や電気室等は含まれていない。設備については、エレベーターの話があったが、メーカー責任としての部品の供給年限は15年程度でそれ以降は任意となっている。人気商品については、部品の供給等は可能だと思うが、特にエレベーターのように、各学校で個別に発注するようなケースについて、やはりメーカーの方としても供給台数が限定されるということがあり、また一定期間が過ぎると部品によってはなくなってしまおうというものもあり、ご指摘のように課題と考えている。

(委員)

エレベーターの部品については、40年ということはないだろうなと思ったので気になった。

次に耐震化について、府立学校に関しては100%ということで、おめでとうございます。100%という数字は、ほっとする数字である。その中で耐震化とはまた別で、中の施設設備の改修の中で、トイレの改修が出ていたが、今は小中府立高校と、洋式トイレに切り替えていかれているのか。それとも和式も残されているのか。

(事務局)

すべて洋式になっているわけではない。和式と洋式どちらも整備している。

(委員)

最近、和式を使える子どもが非常に少ないと聞いているので気になった。

次に災害対策について、府全体で、備蓄をされている学校がかなりあると思うが、例えば学校の中で避難されてきたときにトイレを活用すると、例えばテントを張ってトイレを設営したり、マンホールの上にトイレを設営したり、いろんなものができてきていると思う。それを実際に学校の先生方が、どこに何があってどうしたらいいかということが知らない方が多いように思うが、その点は、だれが責任をもって対応するのか、そのように指示をされているのか。

(事務局)

学校の災害時の対応ということになるが、災害時の対応については、市町村ごとに地域の防災計画があり、大阪府は広域の防災計画を策定している。それぞれ学校の所在地により、避難場所に指定されている体育館もあるし、そうでない学校もあり、個々の学校ごとに地域の防災計画に基づいて災害発生時には対応することになっている。共通ということではないが、例えば、市の備蓄で非常用のトイレがあったりするなど、そういったものが大規模な避難訓練等の際に活用されることもある。それは個々の取組みになると認識している。

(委員)

私が府教委にいたときに、防災担当の方々と一緒にどのようなトイレが必要か等を話させていただいて、障がいのある方も使えるようなテントやトイレについて話をしましたが、実際、使える方がいないというのが現状であるので、質問させていただいた。

(委員)

保護者や学校現場だけではどうすることもできないような指標 51 の耐震化であるとか、具体的取組 132 の「学校における防災教育の手引き」改訂版完成、避難訓練等が確実にすすんでおり、感謝している。

また、他事業との優先順位の兼ね合いや、技術的・構造的な課題があるために進捗が「△」になっている指標 52 について、非構造部材の耐震化も「できるだけ早期に完了する」とあるので、よろしく願います。こういった取組みは、子どもの命ひいては地域の防災にかかわることなので、よろしく願います。

具体的取組 135 について、要望をかねた質問が1点ある。昨年の夏に大阪府域で中学生が犯罪に巻き込まれるという痛ましい事件が発生した。まずは犯罪に巻き込まれないように、地域・家庭・学校が連携して取り組むというのは前提であると思うが、防犯カメラの設置についても引き続き促進していただきたい。いくつかの市町村の小学校区別

の設置台数等を確認していると、やはり市町村によってばらつきがあるのが事実である。市町村の財政の話なのかわからないが、市町村だけでは対応できないということもあるので、大阪府の方にもしっかり対応していただきたい。基本方針8参考資料3P5の注釈のところに、「平成27年度より拡充に対する補助を実施していないため、目標を「市町村の自主的な取組み（補助制度の創設等）を促進」に見直した」とある。防犯カメラ設置補助制度を創設する市町村への促進だけではなく、大阪府教育振興基本計画にあるような「拡充に対する補助」を通じて、市町村の自主的な取組みを促進することによって市町村の予算規模にかかわらず、適切に防犯カメラが設置できるように、全ては子ども達を守る取組みとして、具体的取組135の目標の再見直しが望まれる。このことについて、大阪府の見解を伺いたい。

（事務局）

防犯カメラの設置について、府の補助が打ち切ったことについて、経過がわかる者がいないので、次回お答えさせていただく。

（会長）【審議のまとめ】

老朽化の対策について、校舎については一定進んでいるが、エレベーター等の設備についてはどうかという質問であった。これについても、それぞれ順次取り組んでいくというお答えをいただいた。また府立学校の耐震化100%については、高く評価いただいた。トイレの改修について、最近は洋式のトイレしか使えない子が増えているということも踏まえた改修となっているかということであったが、これは和式洋式併用で進めているという答えであった。

また災害対策について、地域の防災計画については、市町村の対応になるが、災害が起こった時に備品等がどこにあるかということについても、情報を共有しておくべきではないかというご意見をいただいた。これについては、市町村の防災計画の指導も含めてお願いをしたい。

防災教育など、確実に進んでいることは非常に心強いというご意見をいただいた。特に、子どもの命、地域の防災というところについては、子ども達の命にかかわる問題であるので、継続してよろしくお願ひしたいという要望があった。

具体的取組135について、防犯カメラの設置が市町村の自主的な取組みになったことの経緯なり、目標の見直しについて質問と要望が出された。経緯については宿題として調べていただいて、その上で目標の見直しについて、可能であるかについてご回答をいただきたいと思う。

（3）閉会

○次回審議会は、8月3日（水）10時からである旨を事務局から説明した。